

○越谷市日本庭園設置及び管理条例

平成 3 年 6 月 2 4 日

条例第 2 2 号

改正 平成 4 年 1 0 月 1 9 日条例第 3 6 号

平成 5 年 6 月 2 1 日条例第 1 4 号

平成 1 7 年 6 月 2 2 日条例第 4 3 号

(設置)

第 1 条 日本古来の庭園を継承し、市民に潤いを与えるとともに市民文化の向上に寄与することを目的として、越谷市日本庭園（以下「日本庭園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 日本庭園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
花田苑	越谷市花田六丁目 6 番地 2

(施設)

第 3 条 日本庭園に付属施設として茶室を設置する。

(業務)

第 3 条の 2 日本庭園は、一般に公開するとともに、日本庭園の設置目的を達成するため、日本庭園の施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供その他の必要な業務を行う。

(開園時間)

第 4 条 日本庭園の開園時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間 午前 9 時から午後 5 時(茶室を除く施設にあつては日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日に限り午後 7 時)まで

(2) 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間 午前 9 時から午後 4 時

まで

(入園時間)

第4条の2 日本庭園の入園時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 4月1日から9月30日までの期間 午前9時から午後4時(茶室を除く施設にあつては日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に限り午後6時)まで

(2) 10月1日から3月31日までの期間 午前9時から午後3時まで

(休園日)

第5条 日本庭園の休園日は、1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、市長は、管理上必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

(使用許可)

第6条 茶室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、前条の許可に係る使用が次の各号の一に該当すると認めるときは、同条の許可をしない。

(1) 施設等をき損するおそれがあるとき。

(2) 茶室の設置目的に反するとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、茶室の使用許可を受けた者が次の各号の一に該当すると認めたときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことがで

きる。

- (1) 第6条第2項に規定する許可の条件に違反したとき。
- (2) 前条各号の規定に該当するに至ったとき。
- (3) 第11条の規定に違反したとき。
- (4) この条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(原状回復の義務)

第9条 茶室を使用する者は、その使用を終えたときは、直ちに当該施設等を原状に復さなければならない。前条の規定により、使用の停止又は使用許可の取消しを受けたときも、同様とする。

(行為の制限)

第10条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、日本庭園への入園を禁止し、又は退園を命ずることができる。

- (1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあると認められる物品を携行し、又は動物を伴う者
- (2) 風紀を乱す等他の利用者に著しい迷惑を及ぼすおそれのある者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(入園料等)

第11条 日本庭園に入園しようとする者は、別表に定める入園料を納付しなければならない。

2 茶室を使用しようとする者は、前項に定める入園料のほか、同表に定める使用料を納付しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、茶室を使用しようとする者は、茶室の有料の備付道具等を使用するときは、規則で定める使用料を併せて納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、規則で定めるところにより入園料及び使用料を減額し、又は免除することができる。

(入園料等の還付)

第 1 2 条 既納の入園料及び使用料は還付しない。ただし、市長は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 1 3 条 茶室の使用許可を受けた者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償義務)

第 1 4 条 自己の責めに帰すべき理由により日本庭園の施設等を破損し、又は滅失した者は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 1 5 条 市長は、指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、日本庭園の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に日本庭園の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 第 3 条の 2 に規定する業務

(2) 茶室の使用の許可に関する業務

(3) 日本庭園の施設等の維持管理に関する業務

(4) その他市長が別に定める業務

3 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第 4 条から第 8 条まで、第 1 0 条及び前条の規定の適用については、第 4 条及び第 4 条の 2 中「市長が特に必要と認めたときは、この限りでない」とあるのは「指定管理者は特に必要と認めたときは、市長の承認を得て、これを変更することができる」と、第 5 条中「市長は、管理上必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、管理上必要があると認めると

きは、市長の承認を得て」と、第 6 条から第 8 条まで及び第 1 0 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」とする。

(委任)

第 1 6 条 この条例に定めるもののほか、日本庭園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 3 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条から第 8 条まで、第 1 1 条から第 1 3 条まで及び第 1 5 条の規定は、平成 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年条例第 3 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、平成 4 年 8 月 8 日から適用する。

附 則 (平成 5 年条例第 1 4 号)

この条例は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年条例第 4 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 指定管理者に日本庭園の管理を行わせるときは、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の越谷市日本庭園設置及び管理条例の規定により市長がした使用の許可その他の処分(施行日以後の使用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の越谷市日本庭園設置及び管理条例の相当規定により当該指定管理者がした使用の許可その他の処分とみなす。

別表 (第 1 1 条関係)

入園料	1 人につき 1 0 0 円	
-----	----------------	--

茶室使用料	9 時～ 1 2 時	2 , 0 0 0 円	定員は 1 0 名
	1 3 時～ 1 7 時	3 , 0 0 0 円	
	9 時～ 1 7 時	5 , 0 0 0 円	

備考

- 1 小学生以下の者の入園は、成人の同伴を必要とする。
- 2 小学生に達しない者の入園料は、無料とする。